

# 第2期新潟市障がい福祉計画

平成21年3月  
新潟市

# 【 目 次 】

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の基本的理念及び基本的考え方	3
(1) 計画の基本的理念	3
(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
4. 計画の期間および見直しの時期	7
5. 新潟市における障がい者を取り巻く現状	8
(1) 障がい者数推移	8
(2) 障がい福祉サービス利用状況	15
(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況	17
6. 平成23年度の数値目標	19
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	21
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	23
7. 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策	24
(1) 指定障害福祉サービス	24
(2) 指定相談支援	29
(3) 地域生活支援事業	30
(4) 各年度におけるサービス見込み量一覧表	34
(5) サービス見込み量確保のための方策	37
8. 計画の達成状況の点検及び評価	37

## 資料編

1. 計画策定関係資料	38
(1) 計画策定経緯	38
(2) 新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿	39
(3) 新潟市障がい者施策推進協議会条例	40
2. 主な用語解説	42
3. 障害者自立支援法<抜粋>	45

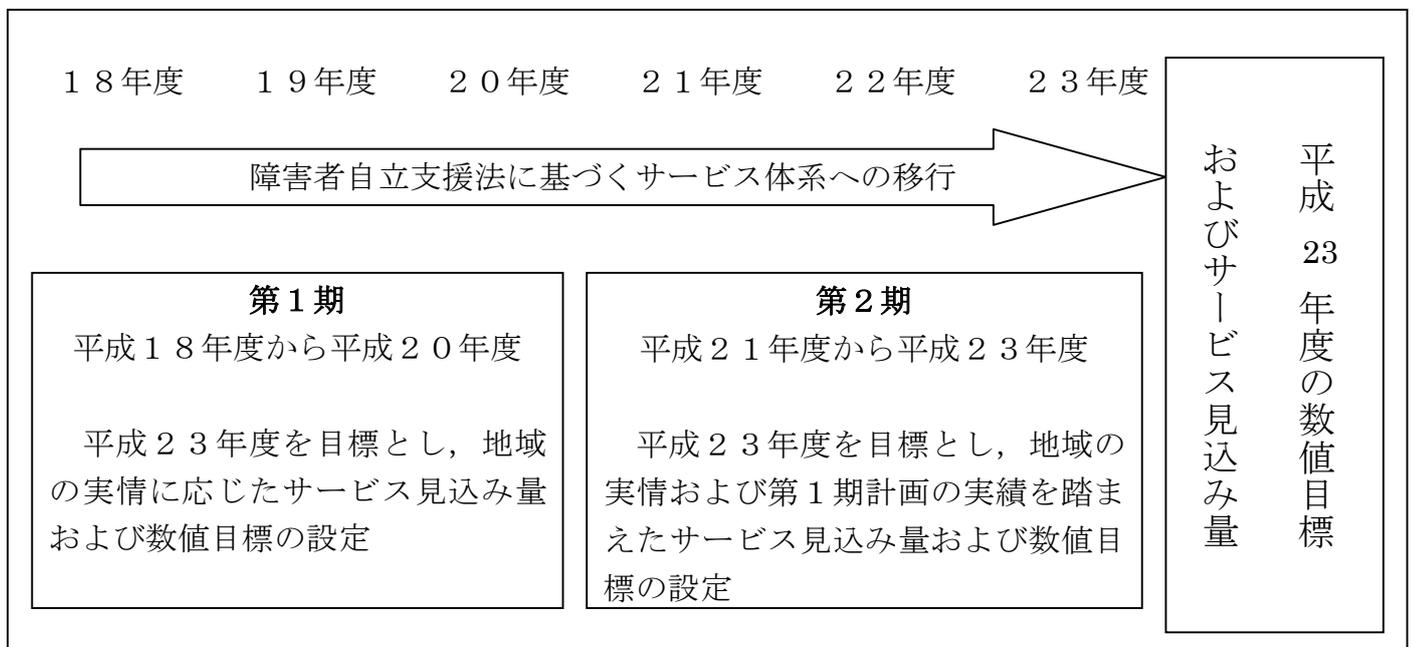
# 1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神の「三障がい」のサービスの一元化や、障がい福祉サービス体系の再編が行われました。また、障がい者が地域で自立した生活を営めるよう、入所施設からの地域生活への移行や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの就労支援体制の強化、そして、相談支援体制の強化が図られています。

あわせて、障がい者が必要なサービスを安定的に利用できるよう、サービス提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量や数値目標を明記した障がい福祉計画を策定することが、市町村及び都道府県に求められています。

そこで、新潟市では平成18年度に、国の基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成18年厚生労働省告示395号）に基づき、第1期新潟市障がい福祉計画を策定し、平成23年度の数値目標及び平成18年度から平成20年度までの3年間のサービス見込み量を設定しました。

そして、今回、平成21年1月に国の基本指針が改正されたことから、第1期計画の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までのサービス見込み量などを設定した第2期障がい福祉計画を策定しました。



## 2. 計画の位置づけ

この第2期障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」であり、第1期計画の実績を踏まえて策定したものです。

また、この計画は「新・新潟市総合計画」や「新潟市障がい者計画」とも整合性のあるものとなっています。

### 3. 計画の基本的理念及び基本的考え方

この計画の基本的理念及びサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、平成21年1月に改正された国の基本指針等に基づき、次のとおりとします。

#### (1) 計画の基本的理念

##### 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度を問わず、障がい者が自ら居住場所や生活を選択し、必要な障がい福祉サービスなどの支援を受けつつ、社会の対等な構成員としての障がい者の自立と社会参加・参画の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

##### 三障がいの制度の一元化

従来、「身体障がい」、「知的障がい」及び「精神障がい」と障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

##### 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えるため、地域の社会資源を最大限に活用するとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO法人等によるサービスの提供などの社会資源の開発に努めることにより、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

## (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

### 訪問サービスの確保

身体障がい者、知的障がい者に対する訪問サービス（居宅介護など）をはじめとして、立ち後れている精神障がい者に対する訪問サービスの充実を図り、必要な訪問サービスの確保を進めます。

### 日中活動の場の確保

小規模作業所等利用者の法定サービスへの移行を進めるとともに、障がい者が希望する日中活動の場（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどのサービス提供の場）を確保することを進めます。

### グループホーム等の充実を図り、入所から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（施設入所または入院）から地域生活への移行を進めます。

### 福祉施設から一般就労への移行等を推進

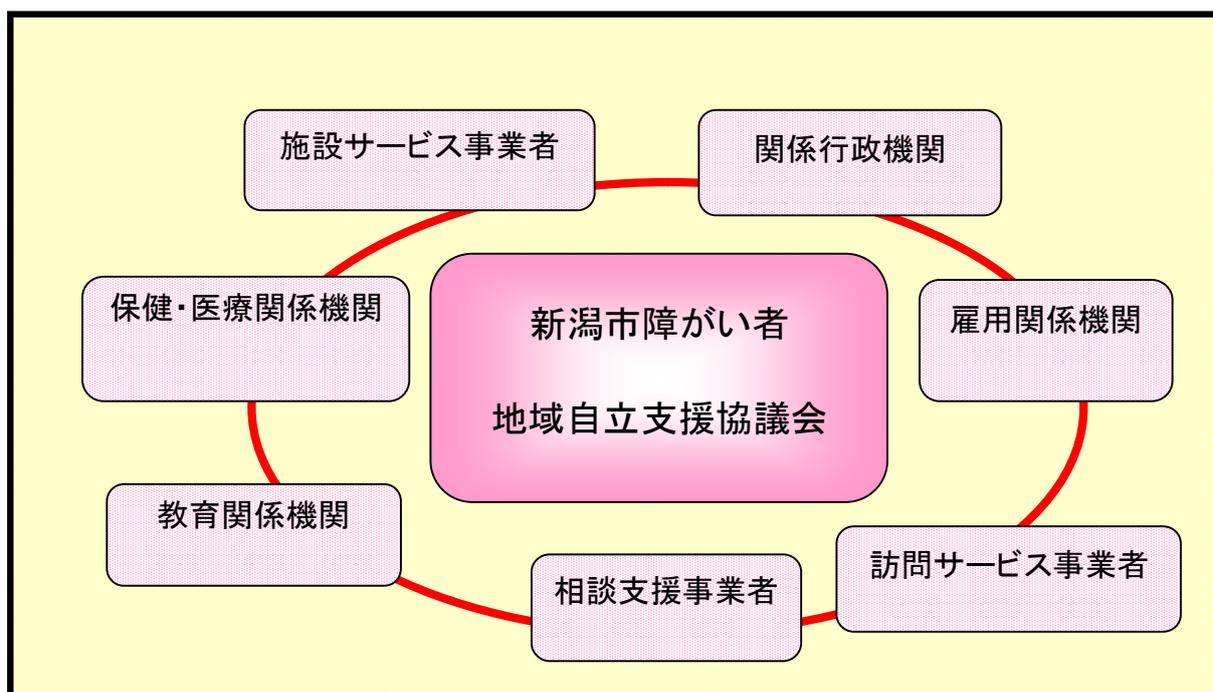
就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進、地域活動支援センターの整備などを進めることにより、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用・就労の場を拡大します。

### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、現在、相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」において、支援機関等によるネットワークの構築とその活用により、処遇困難事例への支援の調整や改善などの作業が行われています。

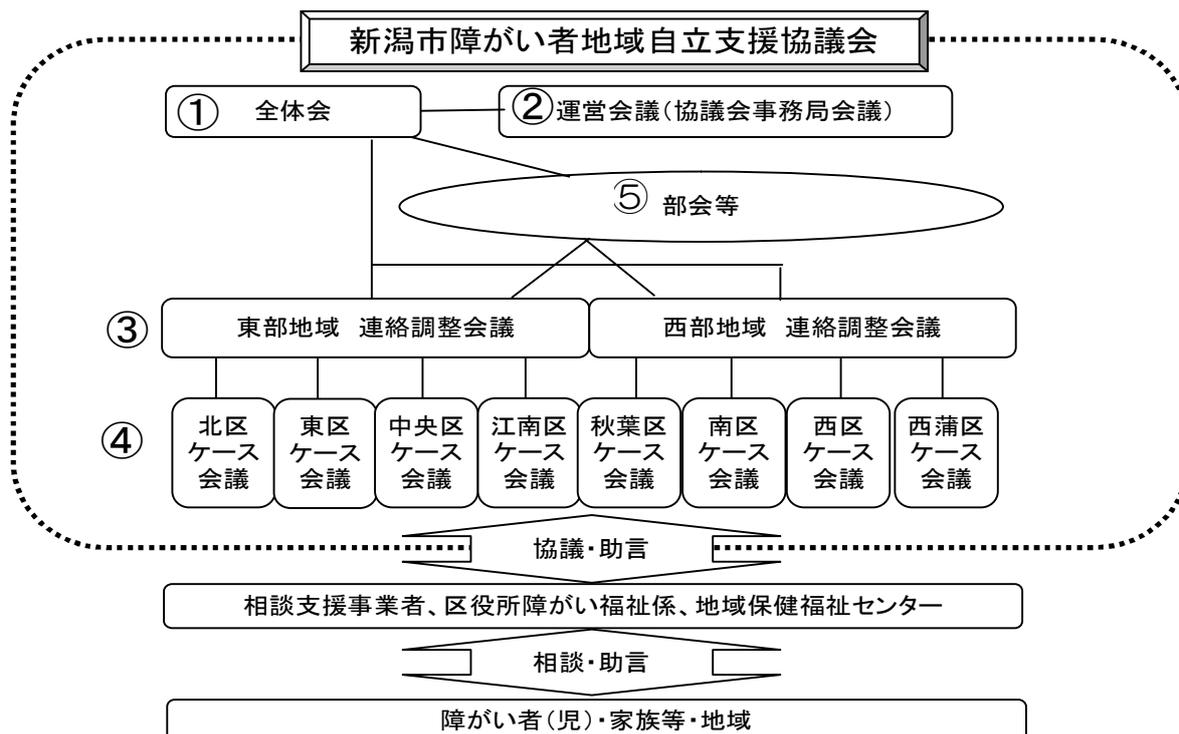
この地域自立支援協議会には、こうした作業の過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されており、障がい者が安心して地域で自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会の機能を強化し、サービスの提供体制の整備と適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

#### 新潟市障がい者地域自立支援協議会の概要



地域の関係機関によるネットワークを構築し、関係者が抱える処遇困難事例への対応のあり方について検討し、サービス提供等を調整します。また、事例を通じて浮き彫りとなる地域課題について、関係機関が持っている情報を共有しながら協議を行い、障がい福祉サービスに関する社会資源の開発、改善を図ります。

《 組 織 図 》



■ 各会議の役割等

会議種類	開催頻度	主な役割	内容
① 全体会	年 2 回	・協議会の総括	・各連絡調整会議からの提案，報告等の内容の協議 ・施策提案や専門的助言等 ・委託相談支援事業の評価
② 運営会議	3 ヶ月に 1 回	・協議会の事務局	・協議会全体を円滑に運営するための協議，調整 ・全体会での議題等の整理
③ 連絡調整会議	3 ヶ月に 1 回	・地域内の情報共有，協議の場	・相談支援事業の活動報告 ・情報共有，交換 ・ケース検討，ケース会議への助言等 ・地域の課題，ニーズ等の把握・整理 ・ネットワーク作り，調整等
④ ケース会議	月 1 回 又は随時	・個別ケースの問題解決の場 ・ケースの情報共有	・処遇検討及び役割確認 ・情報共有 ・ネットワーク作り，調整等
⑤ 部会	移動支援部会（平成 20 年 10 月設置） 部会については，①，③会議において協議し，随時設置してまいります。		

## 4. 計画の期間及び見直しの時期

この第2期計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

障がい福祉計画は3年を一期として策定されるため、次回は平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として策定する予定です。

計画の見直しにあたっては、新潟市障がい者地域自立支援協議会で把握した地域の課題やニーズを踏まえて、新潟市障がい者施策推進協議会で必要な検討を行います。

なお、障害者自立支援法の見直し等が行われた場合、必要に応じて計画内容を見直すこととなります。

## 5. 新潟市における障がい者を取り巻く現状

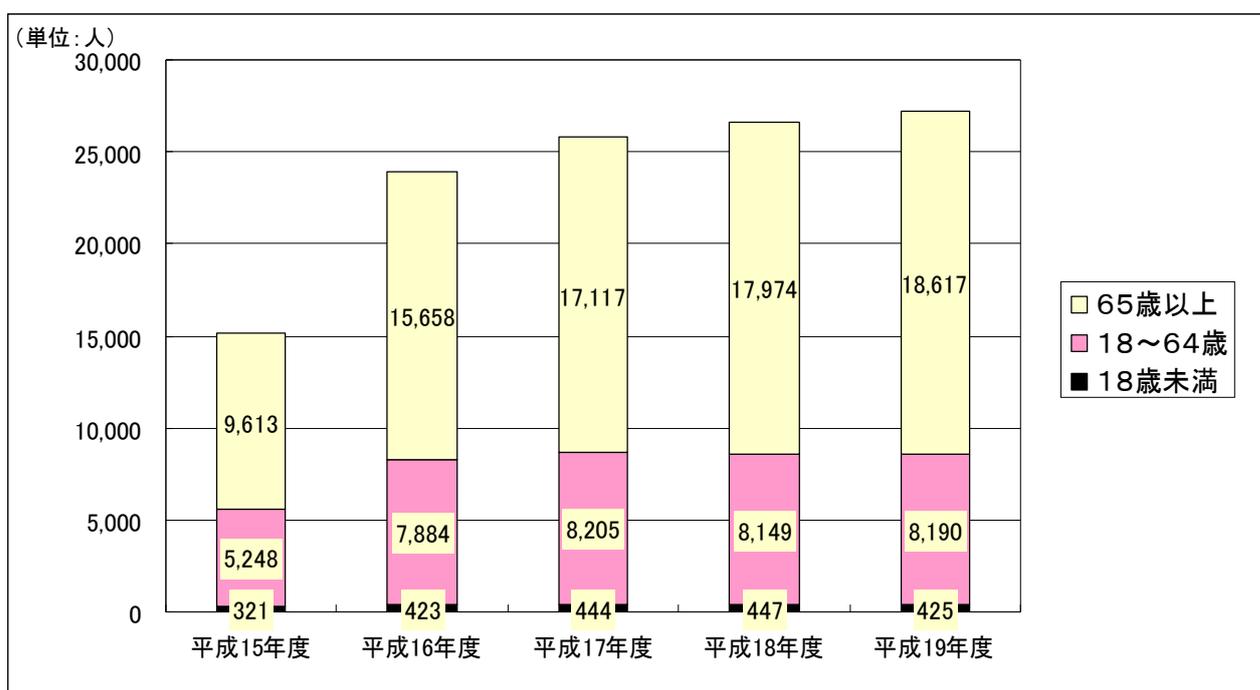
### (1) 障がい者数推移

#### 【身体障がい者】

##### ① 身体障害者手帳所持者の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、65歳以上の高齢者が約3分の2（平成19年度）を占めており、その比率は、年々上昇しています。

図表1-1 身体障害者手帳所持者の推移



※12市町村と合併 ※1町と合併

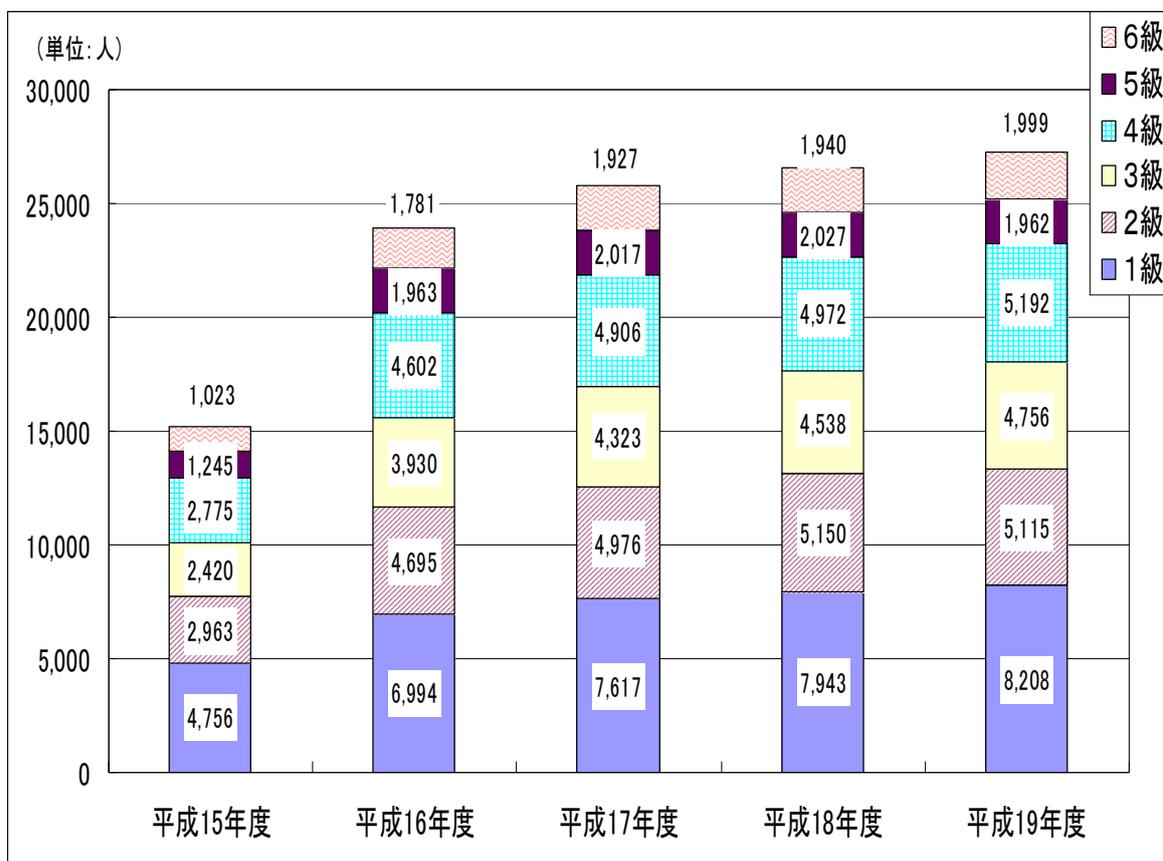
(単位：人〔各年度末〕)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	321	423	444	447	425
18～64歳	5,248	7,884	8,205	8,149	8,190
65歳以上	9,613	15,658	17,117	17,974	18,617
合計	15,182	23,965	25,766	26,570	27,232

## ② 等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると、1級及び2級の重度障がい者が、約半数を占めています。

図表1-2 等級別身体障害者手帳所持者の推移



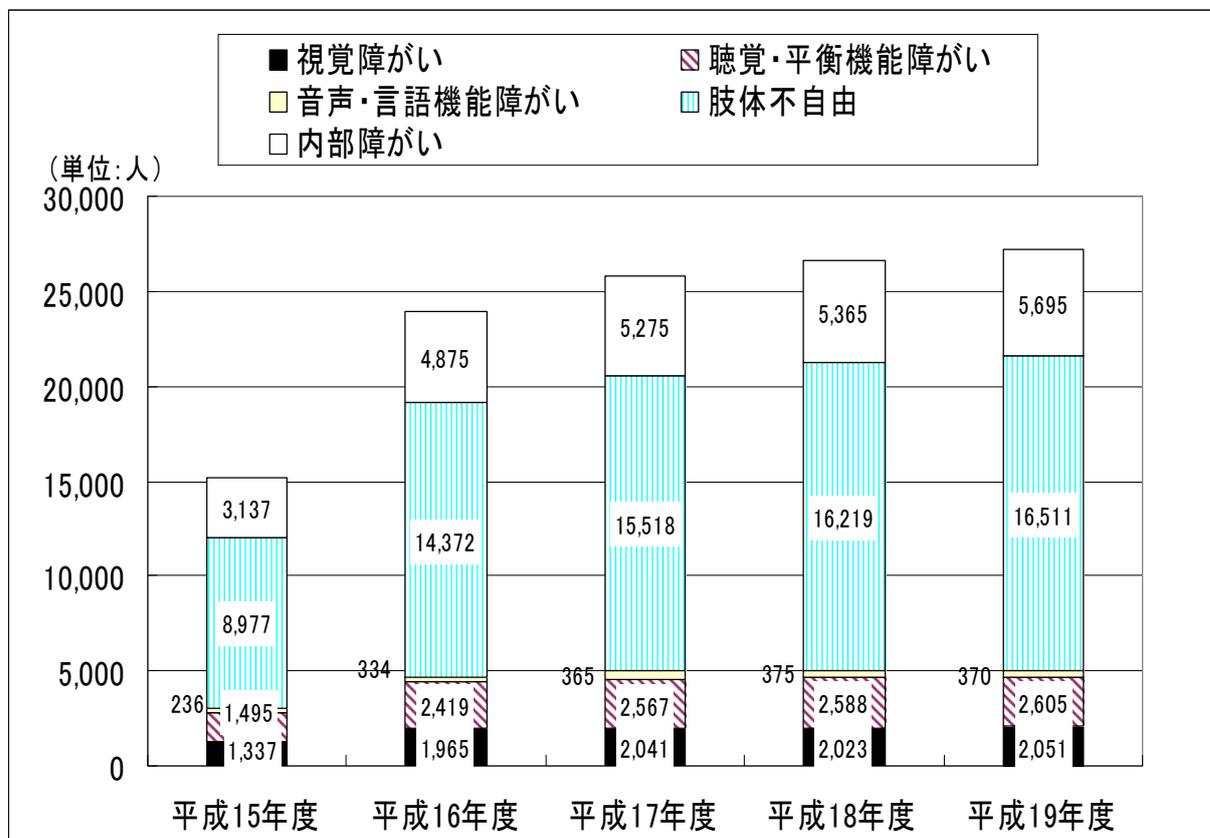
(単位：人〔各年度末〕)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	4,756	6,994	7,617	7,943	8,208
2級	2,963	4,695	4,976	5,150	5,115
3級	2,420	3,930	4,323	4,538	4,756
4級	2,775	4,602	4,906	4,972	5,192
5級	1,245	1,963	2,017	2,027	1,962
6級	1,023	1,781	1,927	1,940	1,999
合計	15,182	23,965	25,766	26,570	27,232

### ③ 障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、「肢体不自由」の割合が最も高く、約6割を占めています。

図表1-3 障がい別身体障害者手帳所持者の推移



(単位:人 [各年度末])

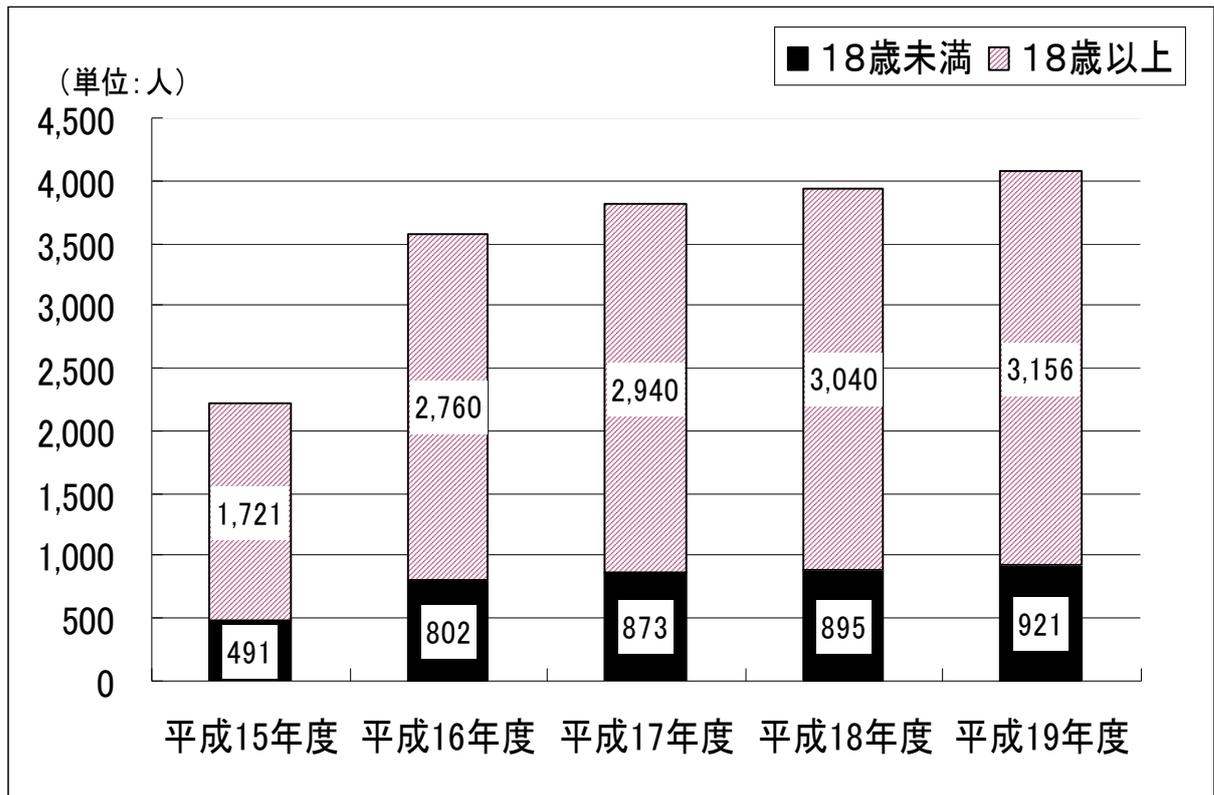
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
視覚障がい	1,337	1,965	2,041	2,023	2,051
聴覚・平衡機能障がい	1,495	2,419	2,567	2,588	2,605
音声・言語機能障がい	236	334	365	375	370
肢体不自由	8,977	14,372	15,518	16,219	16,511
内部障がい	3,137	4,875	5,275	5,365	5,695
合計	15,182	23,965	25,766	26,570	27,232

## 【知的障がい者】

### ① 療育手帳所持者の推移

ここ数年は18歳未満・以上それぞれの年齢別において、3%前後の伸び率で所持者が増えています。

図表2-1 療育手帳所持者の推移



※12市町村と合併 ※1町と合併

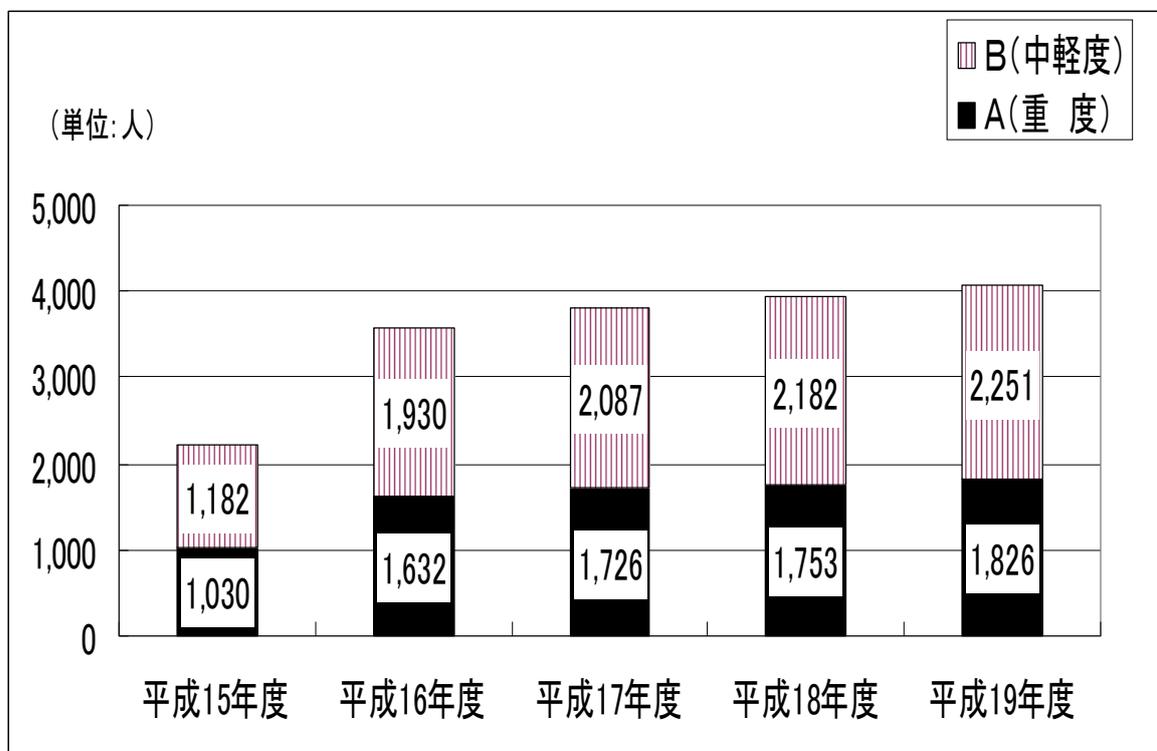
(単位:人 [各年度末])

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	491	802	873	895	921
18歳以上	1,721	2,760	2,940	3,040	3,156
合計	2,212	3,562	3,813	3,935	4,077

## ② 障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況を見ると、B（中軽度）の手帳所持者の割合が多く、ここ数年は55%前後で推移しています。

図表 2-2 障がい程度別療育手帳所持者の推移



(単位:人〔各年度末〕)

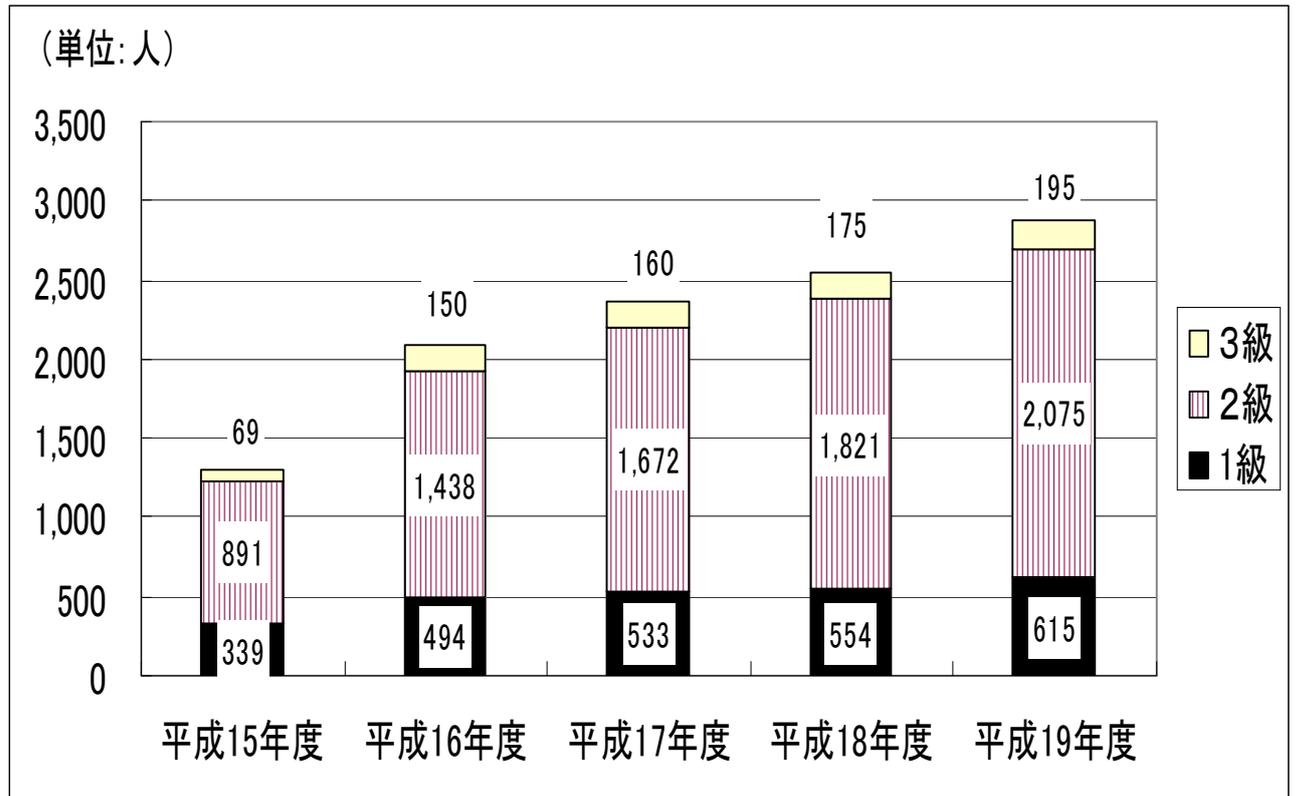
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
A(重 度)	1,030	1,632	1,726	1,753	1,826
B(中軽度)	1,182	1,930	2,087	2,182	2,251
合計	2,212	3,562	3,813	3,935	4,077

## 【精神障がい者】

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、等級別では、2級の手帳所持者が約7割となっており、全体に占める割合、増加率とも高くなっています。

図表3-1 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※12市町村と合併 ※1町と合併

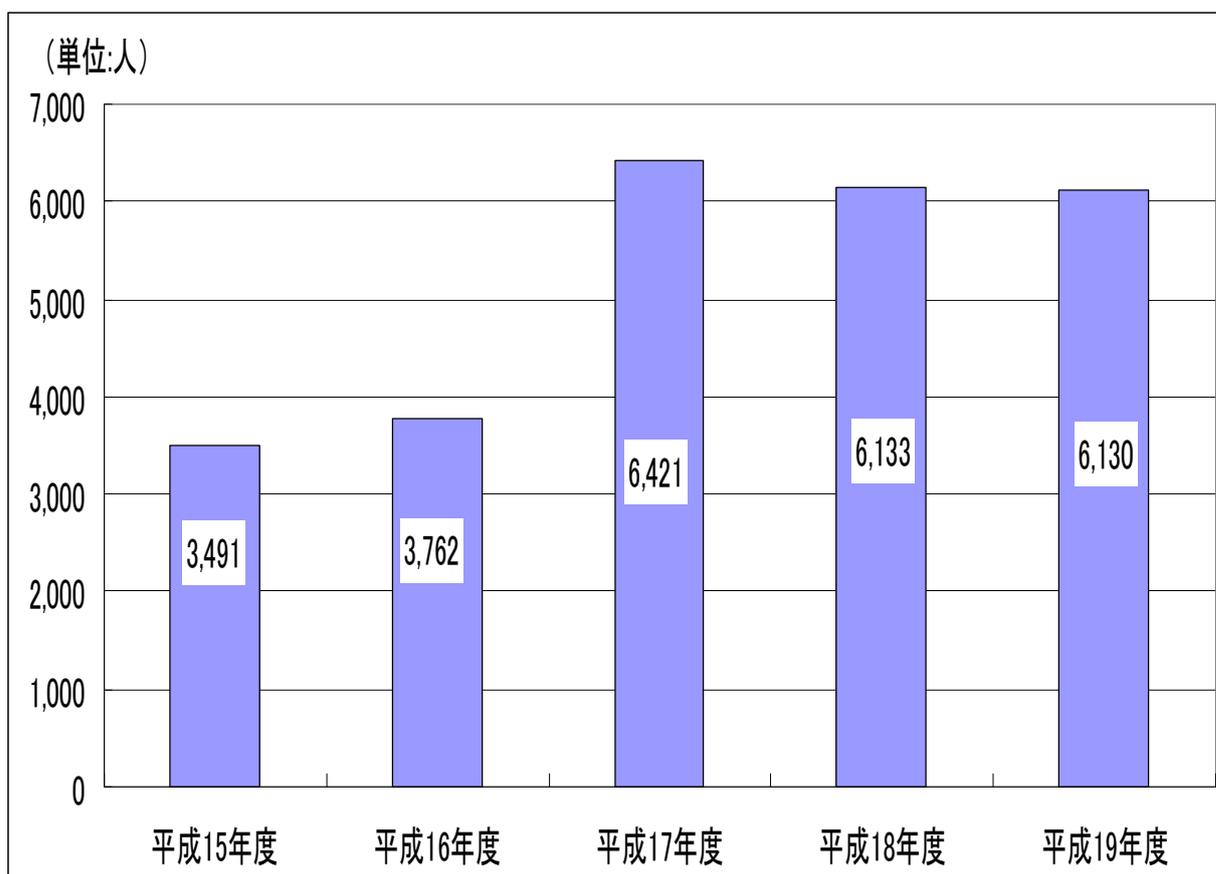
(単位:人〔各年度末〕)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	339	494	533	554	615
2級	891	1,438	1,672	1,821	2,075
3級	69	150	160	175	195
合計	1,299	2,082	2,365	2,550	2,885

## ② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスで、多くの方が受給されているので、現状を表す有効な指標として下表に示しています。

図表 3-2 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
受給者数	3,491	3,762	6,421	6,133	6,130

※自立支援医療（精神通院医療）の受給者数については、平成16年度までは旧新潟市のみの数値であり、平成17年度以降は13市町村と合併後の数値となっています。

## (2) 障がい福祉サービス利用状況

旧体系サービス（経過措置）	単位	18年度	19年度
入所型施設	利用人員	709	668
日中活動系（旧入所）	人日分	19,831	18,304
居住系（旧入所）	人日分	21,306	19,443
通所型施設	利用人員	848	762
日中活動系（旧通所）	人日分	15,518	13,582

介護給付	単位	18年度	19年度
居宅介護	時間分	13,931	14,711
行動援護	時間分	495	558
重度訪問介護	時間分	3,488	3,114
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0
児童デイサービス	人日分	161	146
短期入所	人日分	781	960
生活介護	人日分	476	2,883
療養介護	人分	13	13
共同生活介護	人分	83	81
施設入所支援	人分	7	41

訓練等給付	単位	18年度	19年度
共同生活援助	人分	69	59
就労移行支援	人日分	7	93
就労継続支援（A型）	人日分	0	0
就労継続支援（B型）	人日分	645	3,102
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	20
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0
自立訓練（宿泊型生活訓練）	人	0	0

相談支援	単位	18年度	19年度
サービス利用計画作成	人	4	13

地域生活支援事業	単位	18年度	19年度
相談支援事業			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	箇所	3	5
地域自立支援協議会	箇所	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3
住宅入居等支援事業	箇所	3	5
成年後見制度利用支援事業	箇所	3	5
コミュニケーション支援事業	人	1,701	1,513
日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	件	68	43
自立生活支援用具	件	144	124
在宅療養等支援用具	件	161	157
情報・意思疎通支援用具	件	242	152
排せつ管理支援用具	件(月分)	2,457	8,152
	実人員	879	983
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	32	19
移動支援事業	箇所	41	51
	人	577	739
	延時間	83,535	87,930
地域活動支援センター			
基礎的事業	箇所	1	17
	利用見込	46	313
機能強化事業	箇所	1	16
その他事業			
日中一時支援事業	人日分	8,124	12,450
生活サポート事業	延時間	292	640
訪問入浴サービス事業	人	53	51
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件	668	376
福祉ホーム事業	箇所	2	2
	利用見込	16	14

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※旧体系サービス，介護給付，訓練等給付，相談支援は3月分実績，地域生活支援事業は，利用量等は年間実績であり，箇所数は年度末実績。

### (3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況

(平成20年4月1日現在)

#### ① 訪問系サービス（居宅介護，行動援護，重度訪問介護，重度障がい者等包括支援）

居宅介護，行動援護， 重度訪問介護，	北区	5	秋葉区	6
	東区	11	南区	1
	中央区	16	西区	11
	江南区	2	西蒲区	4
重度包括障がい者等支援	東区			1

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

#### ② 日中活動系サービス

		箇所数	定員（人）
サービス 新体系	生活介護	10	170
	就労継続支援B型	18	301
	就労移行支援	7	45
	地域活動支援センター	22	448
サービス 旧体系	身体障害者通所授産施設	2	40
	知的障害者通所更生施設	3	120
	知的障害者通所授産施設	11	402
	精神障害者通所授産施設	2	60
	身体障害者小規模通所授産施設	2	38
	小規模作業所・通所型グループホーム	13	168

#### ③ 居住系（施設系）サービス（施設入所支援，旧体系入所施設）

		箇所数	定員(人)
新体系サービス	施設入所支援	1	50
旧体系サービス	肢体不自由者更生施設	1	30
	身体障害者療護施設	4	150
	知的障害者入所更生施設	4	250
	精神障害者生活訓練施設	4	80
	精神障害者福祉ホームB型	2	60

#### ④ グループホーム，ケアホーム，福祉ホーム

	箇所数	定員 (人)	
グループホーム，ケアホーム	28	149	
	(内訳)		
	北区		2
	東区		4
	中央区		4
	江南区		1
	秋葉区		2
	南区		2
	西区		9
西蒲区	4		
福祉ホーム (精神)	2	20	
	(内訳: 北区 1 箇所, 東区 1 箇所)		

#### ⑤ 移動支援

北区	3	秋葉区	3
東区	7	南区	1
中央区	9	西区	8
江南区	3	西蒲区	3

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

#### ⑥ 相談支援体制

	相談支援事業 地域療育等支援事業	地域活動支援センターⅢ型 (機能強化型)	身体障がい者・知的障がい者相談員
北区	1 箇所	なし	7 名
東区	なし	5 箇所	13 名
中央区	3 箇所 (※)	3 箇所	12 名
江南区	なし	1 箇所	6 名
秋葉区	1 箇所	1 箇所	8 名
南区	なし	1 箇所	7 名
西区	1 箇所	4 箇所	12 名
西蒲区	1 箇所	なし	6 名

(※うち 1 箇所は補助事業として相談支援を行っています。)

## 6. 平成23年度の数値目標

施設入所・入院からの地域移行及び福祉施設からの一般就労への移行について、国の基本指針等に基づき、平成23年度における数値目標を次のとおり設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	<b>630人</b>	平成17年10月の施設入所者数（身体・知的）
【目標値】 地域生活移行者数	<b>63人</b>	上記のうち、平成23年度末までのグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数
	<b>10%</b>	地域生活移行者数を全入所者で除した数
【目標値】 削減見込み数	<b>45人</b>	平成23年度末段階での削減見込み数
	<b>7%</b>	削減見込み数を全入所者で除した数

#### 【数値目標】

- 平成23年度末までに、平成17年10月現在の施設入所者の10%（63人）が地域生活に移行することを目指します。
- 平成23年度末の施設入所者数は、平成17年10月現在の施設入所者から7%削減することを目指します。

#### 【達成状況】

項目	数値	備考
【実績値】 地域生活移行者数	<b>42人</b>	上記630人のうち、平成19年度末までのグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数
	<b>6.7%</b>	地域生活移行者数を全入所者で除した数
【実績値】 削減数	<b>0人</b>	平成19年度末段階での削減数
	<b>0%</b>	削減数を全入所者で除した数

- 地域移行は着実に進んでいますが、定員を超過した受け入れを可能としたことなどもあり、入所者数の削減は進んでいません。

**【目標達成のための方策】**

- 地域生活を送る上での受け皿づくりとして、グループホーム・ケアホームの整備を促進するなど、居住の場の確保に努めます。
- 地域で障がい者が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図るとともに、障がい者の就労・雇用支援機関と連携し、就労の促進に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- 地域で自立した生活をバックアップするものとして、日常の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援ができるよう、関係者との連携も含め体制の整備を進めます。
- グループホームでの生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における障がい者への理解不足などにより、グループホームやケアホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がい者への正しい理解の促進に努めます。

## (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
現在の退院可能精神障がい者数	331人	平成18年6月末時点で精神科病床入院患者のうち、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者数
【目標値】減少数	277人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

### 【数値目標】

- 平成23年度末までに、精神科病床入院患者のうち、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者331人のうち、277人が地域生活に移行することを目指します。

### 【達成状況】

項目	数 値	備 考
【実績値】減少数	53人	上記331人のうち、平成20年6月末時点での退院者数（転院・死亡退院を除く）

- 退院後の地域生活を支援する体制整備の遅れや、「新潟県精神障害者退院促進支援事業」の浸透が不十分だったことなどから、退院者は目標値の約19%にとどまっています。

### 【目標達成のための方策】

- 地域生活を送る上での受け皿づくりとして、グループホーム・ケアホームの整備を促進するなど、居住の場の確保に努めます。
- 地域で精神障がい者が安心して過ごせるよう、精神科救急医療体制の整備とあわせて、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図るとともに、障がい者の就労・雇用支援機関と連携し、障がい特性を考慮した就労の促進に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- 地域で自立した生活をバックアップするものとして、日常の困りごとから専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援ができるよう、必要な人材の確保・育成に努めるとともに、保健・医療・福祉の各関係機関との連携も含め体制の整備を進めます。

- グループホームでの生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における精神障がい者への理解不足などにより、社会参加への意欲の低下を招く場合や、グループホームやケアホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、精神障がいや精神障がい者への正しい理解の促進に努めます。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	18人	平成17年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	72人	平成23年度において福祉施設等を退所し、一般就労する障がい者の数
	4倍	平成17年度の移行者数との比較

#### 【数値目標】

- 平成23年度に福祉施設等から一般就労に移行する人を、平成17年度の一般就労移行者数18名の4倍（72人）にすることを目指します。

#### 【達成状況】

項目	数値	備考
【実績値】平成19年度の年間一般就労移行者数	24人	平成19年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者の数
	1.3倍	平成17年度の移行者数との比較

- 平成19年度の年間一般就労移行者数は、平成17年度実績に対して6人増にとどまっています。これは、就労支援のための新体系サービス提供体制や、支援機関の整備が遅れたことが大きな要因と考えられます。

#### 【目標達成のための方策】

- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、職業訓練を実施する施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がい者の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
- 障がい者の就労機会を拡大するため、企業に対し、障がい特性や障がい者の就労能力について、関係機関と連携し、正しい理解の促進に努めます。
- 就労後の職場定着支援を図るため、就労面のみならず、生活面についても一体的・継続的にフォローアップを進めます。
- 障がい者を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がい者の安定した雇用につなげます。また、授産作業を行う施設などへ、市の簡易な作業を委託し、工賃の引き上げを図ります。

## 7. 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策

### (1) 指定障害福祉サービス

#### 【旧体系サービス】

新体系サービスへの移行は順調に進んでおり、平成23年度末までに新事業体系に移行する見込みです。

	単位	21年度	22年度	23年度
入所型施設	利用人員	546	261	0
	日中活動系（旧入所）	11,286	4,972	0
	居住系（旧入所）	16,599	7,935	0
通所型施設	利用人員	480	145	0
	日中活動系（旧通所）	10,560	3,190	0

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数（入所系＝30.4日、通所系＝20日）」

## 【訪問系サービス】

障がい者の増加傾向とともに、訪問系サービスの利用は伸びています。サービス提供地域を複数区としている事業所も多くあるものの、8つの行政区の間で事業所の偏在がみられ、地域バランスのとれた事業所の確保や、障がい特性に精通したヘルパーの養成機会（研修等）の充実を図る必要があります。

### ①居宅介護（介護給付）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護	時間分(月)	15,459	16,479	17,566
	人分	542	581	622

### ②行動援護（介護給付）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
行動援護	時間分(月)	586	624	665
	人分	53	61	70

### ③重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
重度訪問介護	時間分(月)	3,297	3,480	3,664
	人分	18	19	20

### ④重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
重度障がい者等 包括支援	時間分(月)	744	744	744
	人分	2	2	2

## 【日中活動系サービス】

旧体系サービスから新体系サービスへの移行が進むにつれ、日中活動系サービスの利用は伸びています。また、個別支援計画の活用などにより、サービスの質的向上も図られています。今後も利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行うとともに、参入が進んでいない就労継続支援 A 型などを行う事業者の確保を図る必要があります。

### ①児童デイサービス（介護給付）

障がいのある児童に、施設で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
児童デイサービス	人日分(月)	166	177	187
	人分	16	17	18

### ②短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
短期入所	人日分(月)	1,145	1,310	1,500
	人分	137	160	179

### ③生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分(月)	10,076	18,722	22,770
	人分	458	851	1,035

### ④療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
療養介護	人分	24	51	53

#### ⑤就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
就労移行支援	人日分(月)	1,650	2,464	2,948
	人分	75	112	134

#### ⑥就労継続支援A型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、一般就労向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
就労継続支援A型	人日分(月)	110	792	814
	人分	5	36	37

#### ⑦就労継続支援B型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
就労継続支援B型	人日分(月)	10,538	16,434	19,294
	人分	479	747	877

#### ⑧自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
自立訓練（機能訓練）	人日分(月)	44	44	44
	人分	2	2	2

#### ⑨自立訓練〔生活訓練〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
自立訓練（生活訓練）	人日分(月)	418	968	1,408
	人分	19	44	64

## 【居住系サービス】

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）については、施設・病院からの地域移行の受け皿となるものであることから、さらに整備を進めていく必要があります。併せて施設入所支援についても、必要なサービスの確保に努めます。

### ①施設入所支援（介護給付）

施設で夜間等における入浴，排せつ，食事等の介護を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
施設入所支援	人分	163	442	585

### ②共同生活介護〔ケアホーム〕（介護給付）

地域で共同生活を行う住居で，夜間等における入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事，生活等に関する相談及び助言，就労先その他関係機関との連絡，その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活介護	人分	114	136	161

### ③共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で，夜間等における日常生活上の援助および相談を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助	人分	102	124	150

## (2) 指定相談支援

### ①サービス利用計画作成

地域生活へ移行するために一定期間集中的な支援を必要とする人や、単身で生活している人で障がいのため福祉サービスの利用についての調整が困難な人などに対して、サービス利用計画の作成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
サービス利用計画作成	人	34	47	66

### (3) 地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。とりわけ障害者自立支援法で強化されることとなった相談支援事業については、地域自立支援協議会の機能の充実と併せて、障がい者相談支援事業を各区で展開します。

#### ①相談支援事業

障がい者や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
障がい者相談支援事業	箇所	8	8	8
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有

#### ②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
手話通訳者設置事業	人	11	11	11
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延べ人数(年)	1,819	1,861	1,904

### ③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、下記の用具について給付を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
介護訓練支援用具	件(年)	30	28	28
自立生活支援用具	件(年)	97	103	111
在宅療養等支援用具	件(年)	223	254	291
情報・意思疎通支援用具	件(年)	147	156	174
排泄管理支援用具	件(年)	12,083	14,020	15,957
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	10	11	12

### ④移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	人	835	887	942
	延時間(年)	106,742	129,672	157,527

### ⑤地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がい者の地域生活の支援を促進します。

	単位	21年度	22年度	23年度
基礎的事業（自市分）	箇所	26	28	32
	人	634	656	727
基礎的事業（他市町村分）	箇所	2	2	2
	人	22	22	22
機能強化事業（自市分）	箇所	21	23	28
	人	569	589	675
機能強化事業（他市町村分）	箇所	2	2	2
	人	22	22	22

### ⑥発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者支援の拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1

### ⑦その他の支援事業

#### ○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

	単位	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	日分 (年)	15,009	15,354	15,707

#### ○生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図ります。

	単位	21年度	22年度	23年度
生活サポート事業	延時間 (年)	660	660	660

#### ○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

	単位	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	人	52	52	52

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

身体障害者授産施設，身体障害者更生施設等に入所，通所している人に対して，訓練に必要な経費等を支給して，社会復帰の促進を図ります。

	単位	21年度	22年度	23年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件(年)	495	495	495

○福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し，低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに，自立した日常生活・社会生活に必要な支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	4
	人	20	20	48

○障がい者ITサポートセンター運営事業

障がい者が情報技術（IT）機器を使って，活動の幅を広げられるよう，障がいに応じた支援機器の選択や，利用方法などについて相談支援を行います。

	単位	21年度	22年度	23年度
障がい者ITサポートセンター運営事業	箇所	1	1	1

○手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の推進を図り，意思疎通のための情報支援者として，聴覚障がい者等福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

手話奉仕員等養成研修事業	単位	21年度	22年度	23年度
手話奉仕員養成研修	登録者数 (人)	149	169	189
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数 (人)	112	137	162

## (4) 各年度におけるサービス見込み量一覧表

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別			単位	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	
指定障害福祉サービス	旧体系サービス	入所型	日中活動系（旧入所）	人日分(月)	11,286	4,972	0
			居住系（旧入所）	人日分(月)	16,599	7,935	0
		通所型	日中活動系（旧通所）	人日分(月)	10,560	3,190	0
	訪問系サービス	居宅介護	時間分(月)	15,459	16,479	17,566	
			人分	542	581	622	
		行動援護	時間分(月)	586	624	665	
			人分	53	61	70	
		重度訪問介護	時間分(月)	3,297	3,480	3,664	
			人分	18	19	20	
		重度障がい者等包括支援	時間分(月)	744	744	744	
			人分	2	2	2	
	日中活動系サービス	児童デイサービス	人日分(月)	166	177	187	
			人分	16	17	18	
		短期入所	人日分(月)	1,145	1,310	1,500	
			人分	137	160	179	
		生活介護	人日分(月)	10,076	18,722	22,770	
			人分	458	851	1,035	
		療養介護	人分	24	51	53	
		就労移行支援	人日分(月)	1,650	2,464	2,948	
			人分	75	112	134	
就労継続支援 A 型		人日分(月)	110	792	814		
		人分	5	36	37		
就労継続支援 B 型		人日分(月)	10,538	16,434	19,294		
		人分	479	747	877		
自立訓練（機能訓練）		人日分(月)	44	44	44		
		人分	2	2	2		
自立訓練（生活訓練）		人日分(月)	418	968	1,408		
	人分	19	44	64			

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数(入所系=30.4日，通所系=20日)」

※指定障害福祉サービスは月間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別		単位	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	
指定障害福祉サービス	居住系サービス	施設入所支援	人分	163	442	585
		共同生活介護（ケアホーム）	人分	114	136	161
		共同生活援助（グループホーム）	人分	102	124	150
支援	指定相談	サービス利用計画作成	人分	34	47	66
地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者等相談支援事業	箇所	8	8	8
		地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
		障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
		市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
		成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	人	11	11	11
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延べ人数(年)	1,819	1,861	1,904
	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件(年)	30	28	28
		自立生活支援用具	件(年)	97	103	111
		在宅療養等支援用具	件(年)	223	254	291
		情報・意思疎通支援用具	件(年)	147	156	174
		排泄管理支援用具	件(年)	12,083	14,020	15,957
		居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	10	11	12

※指定障害福祉サービス，指定相談支援は月間の見込み量。地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧

サービス種別		単位	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度		
地域生活支援事業	移動支援事業	移動支援事業	人	835	887	942	
			延時間(年)	106,742	129,672	157,527	
	地域活動支援センター事業	基礎的事業（自市分）	箇所	26	28	32	
			人	634	656	727	
		基礎的事業（他市町村分）	箇所	2	2	2	
			人	22	22	22	
		機能強化事業（自市分）	箇所	21	23	28	
			人	569	589	675	
	機能強化事業（他市町村分）	箇所	2	2	2		
		人	22	22	22		
	発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1		
	その他地域生活支援事業	日中一時支援事業		日分(年)	15,009	15,354	15,707
		生活サポート事業		延時間(年)	660	660	660
		訪問入浴サービス事業		人	52	52	52
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		件(年)	495	495	495
		福祉ホーム事業	箇所	2	2	4	
人			20	20	48		
障がい者 I T サポートセンター運営事業		箇所	1	1	1		
養成研修事業 手話奉仕員等		手話奉仕員養成研修	登録者数 (人)	149	169	189	
	要約筆記奉仕員養成研修	登録者数 (人)	112	137	162		

※地域生活支援事業は年間の見込み量

## (5) サービス見込み量確保のための方策

- 地域自立支援協議会などを通じて、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、旧体系サービスから新体系サービスへの円滑な移行を支援するなど、サービス提供基盤の整備に努めます。

## 8. 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における障がい福祉計画のサービス見込み量等の達成状況については、新潟市地域自立支援協議会及び新潟市障がい者施策推進協議会において、点検・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

## 資料編

### 1. 計画策定関係資料

#### (1) 計画策定経緯

実施年月	会議名等	主な内容
平成20年9月	第1回新潟市障がい者施策推進協議会	計画骨子、数値目標及びサービス見込み量の検討
平成20年11月から12月	団体・事業者アンケート及びヒアリング実施	
平成21年1月	計画策定に関する国の改正基本指針告示	
	区役所健康福祉課長会議	計画素案の説明
	第2回新潟市障がい者施策推進協議会	計画素案の検討
平成21年2月	パブリックコメントの実施	市民意見の募集
	新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会	計画素案の説明
	新潟市精神保健福祉審議会	計画素案の報告（書面）
	市議会市民厚生常任委員協議会	計画素案の説明
平成21年3月	第3回新潟市障がい者施策推進協議会	計画（案）の承認

## (2) 新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿

(※平成21年3月現在)

区分	分野	所属等	氏名	備考
障がい者団体	身体障がい	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	理事長 マツナガ 松永 ヒデオ 秀夫	
	身体障がい	NPO法人 新潟市ろうあ協会	理事長 ヤナギ 柳 ヒロアキ 博明	
	知的障がい	(福)新潟地区手をつなぐ育成会	会長 クマクラ 熊倉 リオ 範雄	会長代理
	精神障がい	NPO法人 にいがた温もりの会	代表 コジマ 小島 ヤスシ 康	
	発達障がい	NPO法人 にいがた・オーティズム	代表 カクダ 角田 チサト 千里	
障がい福祉事業者	通所施設・事業所	知的障害者通所授産施設 ほがらか福祉園	園長 イワサキ 岩崎 ヒサヤ 久弥	
	入所施設	知的障害者入所更生施設 太陽の村	施設長 ノムラ 野村 タダオ 忠男	
	相談支援事業者	NPO法人 自立生活センター新潟	事務局長 トンドコロ 遁所 ナオキ 直樹	
学識経験者・関係行政機関	医師	(社)新潟市医師会	理事 アサイ 浅井 シノブ 忍	
	歯科医師	(社)新潟市歯科医師会	理事 オカダ 岡田 タクミ 匠	
	教育	県立新潟女子短期大学	教授 シマザキ 島崎 ケイコ 敬子	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長 ツチヤ 土屋 ヒロアキ 博明	
	就労	株式会社 大谷	代表取締役 オオタニ 大谷 カツヒコ 勝彦	
公募委員		公募委員	サイノウ 斎藤 キミコ 喜美子	
		公募委員	ナカノ 中野 ユウコ 裕子	

### (3) 新潟市障がい者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 2. 主な用語解説

### ア行

#### IT（情報通信技術）

Information Technology の略で、コンピューターやデータ通信などに関する情報技術をまとめた呼び方です。

#### NPO（非営利組織）

Non Profit Organization の略で、福祉や環境、まちづくりなどの分野で、自発的に社会貢献活動を行なう、営利を目的としない団体の総称です。

### カ行

#### 個別支援計画

事業者が、利用者の意向や障がい特性等を踏まえて、利用者ごとに作成する支援の具体的内容や目標等を記載した計画のことです。この計画は障害者自立支援法に基づく指定基準省令により作成が義務付けられており、事業者は計画に基づきサービスを提供します。また、事業者は定期的に計画の評価をし、必要に応じて見直すこととされています。

### サ行

#### 手話通訳者・手話奉仕員

聴覚、言語機能等の障がいのある人に、手話表現を用いて意思疎通の仲介を行う人のことです。手話通訳者には、厚生労働省より認定された「手話通訳士」や、手話通訳者養成研修課程を修了し、登録された「手話通訳者」、手話奉仕員養成研修課程を修了し、登録された「手話奉仕員」が含まれます。

## 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院にかかる医療費（薬剤費，検査，デイケアの費用も含む）の自己負担を軽減する制度のことです。

## 新体系サービス

障害者自立支援法による施設・事業所の新体系のことです。従来は，身体・知的・精神の障がい別に，入所施設，通所施設などが，それぞれ規定されていましたが，基本的に三障がいのサービスが統一され，日中活動系や居住系などの施設・事業所体系に変更となりました。

## 新・新潟市総合計画

平成19年度から26年度までの新潟市のまちづくりの基本となる計画です。「田園とみなとまちが恵みあい，共に育つまち」を基本理念とし，「人びとの英知が集う，日本海交流開港都市」を目指すまちの姿としており，「安心と共に育つ，くらし快適都市」が，障がい福祉関連の都市像となっています。

## 精神科救急医療

精神疾患が急に発症・悪化したときに，緊急に治療が必要な人が，夜間・休日でも医療が受けられるシステムです。

## 成年後見制度

認知症，知的障がい，精神障がいなどにより，判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

ナ行

## 新潟市障がい者計画

計画期間は平成19年度から23年度までの5年間で，障害者基本法に基づいて策定した本市の障がい者施策の基本的方向を定めた計画です。地域生活の

支援，保健，医療，雇用，教育，生活環境，啓発・広報など幅広い分野を対象としています。

## ノーマライゼーション

障がいの有無により区別されることなく，誰もが相互に人格と個性を尊重し，一般社会の中で普通の生活を送ることができるよう環境を整えていく考え方で

### ハ行

## 発達障がい

発達障害者支援法では，自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり，通常低年齢において症状が発現するもの，と定義されています。

### ヤ行

## 要約筆記者・要約筆記奉仕員

聴覚，言語機能等の障がいのある人に，要約筆記により意思疎通の仲介を行う人のことです。要約筆記とは，聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つで，話し手の内容をつかんで，それを筆記して聴覚障がい者に伝達する方法です。要約筆記者には，奉仕員養成研修課程を修了し，登録された「要約筆記奉仕員」が含まれます。

### ※「障がい」の表記等について

新潟市では，「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から，原則的にひらがなで表記しています。

ただし，法律名や固有名詞などは，漢字で表記しています。

また，この計画において，「障がい者」には，一般的に「障がい児」も含んだ概念として記述しています。

### 3. 障害者自立支援法〈抜粋〉

#### 第五章 障害福祉計画

##### (基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### (市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保

たれたものでなければならない。

- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

#### (都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
  - 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 都道府県障害福祉計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院

の促進に資するものでなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第2期新潟市障がい福祉計画は、新潟市 障がい福祉課のホームページで公開しています。

<http://www.city.niigata.jp/info/shofuku/> (障がい福祉課トップページ)

第2期新潟市障がい福祉計画

発行：新潟市 発行年月：平成21年3月

新潟市 健康福祉部 障がい福祉課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

電話 025 (226) 1237 FAX 025 (223) 1500